

分担金及び工事負担金取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市水道事業給水条例（昭和34年岡崎市条例第29号）第5条及び岡崎市簡易水道施設の設置等に関する条例（平成17年岡崎市条例第118号）第6条に規定する分担金、第9条に規定する工事負担金、及び附帯工事以外の水道工事と修繕工事の負担金の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱に規定する用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水管の口径とは、水道メーターの上流側の口径をいう。
- (2) 工事負担金とは、給水装置工事を施行する場合において必要とする配水管の布設又は布設替えその他の水道施設にかかる附帯工事に要する費用をいう。
- (3) 水道工事の負担金とは、前号以外の水道施設工事に要する費用をいう。特に水道修繕工事の負担金とは、水道管破損事故の修繕費用に要する費用をいう。
- (4) 自己居住用の住宅とは、戸建の専用住宅又は併用住宅（住宅面積が過半を占めるものに限る。）で、アパート、マンション又は建売り住宅を除く。また、給水装置工事申請者と水道使用者が同一者に限る。

(工事取消しの場合の分担金の措置)

第3条 給水装置の新設又は改造工事の申込者が分担金を納付した後に、工事の申込みの取消しをしたときは、既納の分担金は還付するものとする。ただし、当該給水装置工事を施工するために必要とする配水管の布設又は布設替えの工事（以下「附帯工事」という。）に着手した後に取消しをした場合においては、還付しないものとする。

2 前項の規定は、工事負担金にも準用する。

(移転の場合の分担金の措置)

第4条 給水装置の移転又は、移転を目的とした給水装置の廃止及び新設は改造とする。

2 給水装置を移転するために附帯工事を要する場合は、全額申請者の負担とする。

第5条から第7条まで削除

(再使用の場合の取扱い)

第8条 所有者が不明である場合の給水装置の再利用にあたっては、これを新設とみなす。

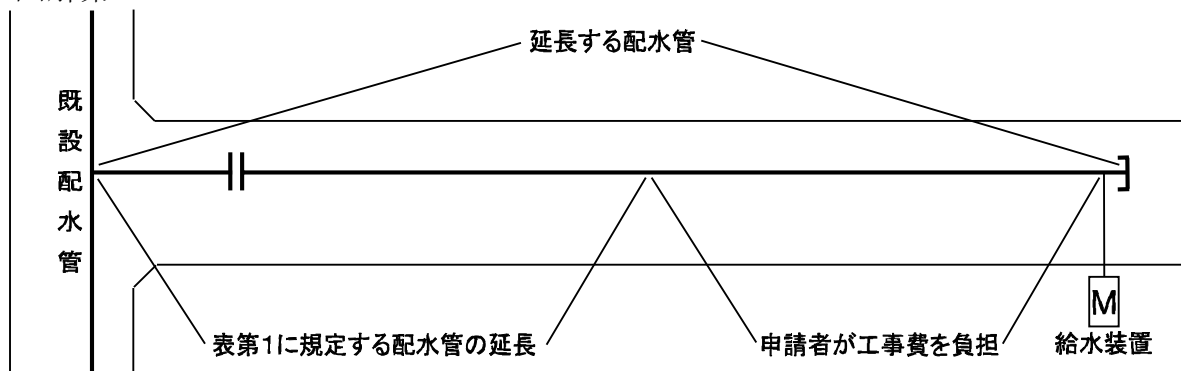
(自己居住用の住宅に係る工事負担金)

第9条 給水管の口径が25ミリメートル以下で自己居住用の附帯工事に要する工事負担金の額は、配水管の延長が次の表第1に掲げる長さを超えた部分の配水管布設工事費の80パーセントの額とする。承認工事の場合は、設計審査及び監督に要する費用とする。

表第1

附帯工事	配水管の長さ	
	舗装道路	砂利道路
1工事	10m	25m

図解第1



(前条以外の工事負担金)

第10条 前条以外の工事負担金は、全額申請者の負担とする。工事負担金の額は、上下水道局が設計・工事発注する場合は工事価格及び事務費とする。承認工事の場合は、設計審査及び監督に要する費用とする。

2 工事負担金は概算額を前納させ、工事完了後清算するものとする。ただし、申請者が公的機関の場合は工事完了後精算するものとする

(水道工事の負担金)

第11条 附帯工事以外の水道工事に要する費用（以下「水道工事の負担金」という。）の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 他事業等の工事又はその他の行為の起因による水道施設の新設及び改造工事に要する費用（以下「水道工事の負担金」という）については、当該行為を行うものに水道工事の負担金の概算額を前納させ、工事完了後精算するものとする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、依頼者が公的機関の場合は水道工事の負担金を工事完了後精算するものとする。
- (3) 水道工事の負担金の概算額は、依頼者から見積り依頼書が提出されたとき算出して当該依頼者に回答するものとし、水道施設工事施工依頼書が提出されたとき

き工事を施工するものとする。

- (4) 水道工事の負担金の額は、工事価格及び事務費とする。既存水道施設の財産価値の減耗分は控除しないものとする。

ただし、依頼者が国又は地方公共団体の場合は、既存水道施設の財産価値の減耗分は別途協議とする。

- (5) 前号の規定にかかわらず、支障移転に係る水道工事の負担金の額は工事価格及び事務費とする。既存水道施設の財産価値の減耗分は控除しないものとする。

ただし、依頼者が国又は地方公共団体の場合は、既存水道施設の財産価値の減耗分は別途協議とする。

- (6) 削除

- (7) 工事の範囲は、支障箇所を改築するのに直接必要な部分とし、同口径で復旧するものとする。ただし、既設管の口径が50ミリメートル以下で硬質塩化ビニル管の場合はポリエチレン管で、75ミリメートル以上で硬質塩化ビニル管及び石綿管の場合はダクタイル鋳鉄管で布設替えするものとする。

- (8) 工事の内容が増径又は支障箇所以外の区域の布設替えを含む場合は、直接必要な範囲の比較設計書を作成し水道工事の負担金を算出するものとする。

- (9) 道路管理者の行う道路に関する工事に起因する工事は、水道事業者の負担とする。

(修繕工事の負担金)

第12条 既設給配水施設を破損し、上下水道局にて修繕工事を行った場合は、費用全額を原因者が負担するものとし、その工事負担金は修繕工事費に相当する額及び事務費とする。

(事務費)

第13条 事務費は別表第1に定めるとおりとし、工事価格に事務費の率を乗じて得た額又は工事価格に対応する限度額とし、千円未満の端数があるときは切捨てるものとする。事務費とは設計・監理等に要する費用をいう。

(消費税)

第14条 本要綱中の「工事負担金」及び「水道工事の負担金」は、別段の定めがない限り、消費税及び地方消費税相当額を加算するものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めのない事項については、上下水道局長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の分担金及び工事負担金取扱要綱の規定は、施行日以後に申請された分担金及び工事負担金について適用し、施行日前に申請された分担金及び工事負担金については、なお従前の例による。

別表第1 (事務費表)

工 事 価 格		事 務 費
	10,000,000円以下	13.00%
10,000,000円を越え	10,833,334円以下 限度額	1,300千円
10,833,334円を越え	30,000,000円以下	12.00%
30,000,000円を越え	32,727,273円以下 限度額	3,600千円
32,727,273円を越え	80,000,000円以下	11.00%
80,000,000円を越え	88,000,000円以下 限度額	8,800千円
88,000,000円を越え	100,000,000円以下	10.00%
100,000,000円を越え	111,111,112円以下 限度額	10,000千円
111,111,112円を越え	400,000,000円以下	9.00%
400,000,000円を越え	450,000,000円以下 限度額	36,000千円
450,000,000円を越え	1,000,000,000円以下	8.00%
1,000,000,000円を越え	1,142,857,143円以下 限度額	80,000千円
1,142,857,143円を越え	2,000,000,000円以下	7.00%
2,000,000,000円を越え	2,333,333,334円以下 限度額	140,000千円
2,333,333,334円を越えるもの		6.00%

※ 千円未満切捨て